

令和8年第1回阿波市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和8年4月13日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（17名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 北上正弘	6番 後藤修
7番 坂東重夫	8番 藤本功男
9番 笠井安之	10番 中野厚志
11番 笠井一司	12番 檜原伸
13番 松村幸治	14番 吉田稔
15番 中川節雄	17番 原田定信
18番 三浦三一	

欠席議員（1名）

16番 木村松雄

会議録署名議員

17番 原田定信 18番 三浦三一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 坂東孝一	教育長 高田稔
企画総務部長 大倉洋二	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 笠井孝彦	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 板東毅
教育部長 古川秀樹	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 住友宏好	市民部次長 仲田一博
健康福祉部次長 前田耕志	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 井内康之
教育部次長 住友浩生	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 神月顕仁	農業委員会事務局長 伊坂典恭
監査事務局長 妹尾光雄	水道部次長 吉成永吾

会計管理者 清 田 美恵子

財政課長 藤 井 信 良

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 酒 卷 達 也

議会事務局長次長 松 永 祐 子

議会事務局長係長 大 塚 久 史

議事日程

1 臨時議長選出

2 臨時議長あいさつ

3 市長あいさつ

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 副議長選挙について

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 発議第 1 号 議会広報特別委員会設置について

追加日程第 8 発議第 2 号 観光開発特別委員会設置について

追加日程第 9 発議第 3 号 議会改革特別委員会設置について

追加日程第 10 徳島中央広域連合議会の議員選出について

追加日程第 11 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

追加日程第 12 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第 13 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第 14 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

追加日程第 15 議案第 69 号 令和 8 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）につい
て

追加日程第 16 議案第 70 号 阿波市税条例の一部改正について

追加日程第 17 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 12 号）に
ついて）

追加日程第 18 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)について)

- 追加日程第19 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)について)
- 追加日程第20 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算(第1号)について)
- 追加日程第21 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第4
号)について)
- 追加日程第22 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関
する条例の制定について)
- 追加日程第23 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市税条例の一部改正について)
- 追加日程第24 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 追加日程第25 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市介護保険条例の一部改正について)
- 追加日程第26 議案第71号 監査委員(議会選出)の選任について

午前10時00分 開会

○議会事務局長（酒巻達也君） 事務局から申し上げます。

本臨時会は、選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、中川節雄議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

中川節雄議員、議長席にご着席願います。

○臨時議長（中川節雄君） お世話になります。ただいまご紹介されました中川節雄でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。

木村松雄君から欠席の申出がありましたので報告いたします。

現在の出席議員は17名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから令和8年第1回阿波市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

ここで初議会に当たり、町田市長からご挨拶があります。

町田市長、挨拶。

○市長（町田寿人君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月29日に執行されました阿波市議会議員一般選挙におかれまして、市民の皆さんの負託を受け、めでたく当選の榮に浴されました議員の皆さんに改めて深く敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。

また、本日は令和8年第1回阿波市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、4月1日付で3月31日をもって退職された坂東理事が政策監として着任いたしました。市職員から政策監への就任は、平成23年以来、約15年ぶり、2人目となります。

今後は、特別職として幅広い分野での豊富な行政経験を遺憾なく発揮していただき、市

職員の育成や企業誘致、観光拠点の整備をはじめとする本市の重要施策を、政策監のお力をお借りしながら強力で推進してまいります。

また、組織の再編としましては、ふるさと納税事業等の体制強化を図るため、企画総務課から地方創生推進室を分離し、まちづくり推進課と統合して、新たに地方創生推進課を設置いたしました。それに伴い、企画総務課を総務課へ名称変更しております。

あわせて、企業誘致事業などを強力で推進するため、商工観光課内に産業立地推進室を新設、特定事業推進課については、阿波市場スマートインターチェンジ関連事業に加え、建設課が所管していた周辺対策事業を統合し、周辺対策課へと改称しております。さらに、業務内容をより明確にするため、業務課を水道課へと改称いたしました。

今後は、これらの新組織体制のもと、職員の英知を結集し、各部局が緊密に連携しながら、より効果的な事務執行に努めてまいります。

次に、3月5日、新ごみ処理施設の敷地造成工事に係る落札者を決定し、3月11日に第1工区から第4工区までの契約を締結いたしました。現在は、事前協議を行い、着工に向けた準備を進めております。本体工事につきましても、早期着工に向け、全力で取り組んでまいります。

次に3月5日、株式会社阿波銀行様、阿波市及び阿波市の農業委員会の三者で、魅力と活力で次世代につなぐ阿波市農業パートナー協定を締結いたしました。高齢化による農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加が懸念される中、連携を強化し、本市農業の維持、活性化と次世代への継承を目指してまいります。

次に、3月12日、悪徳商法や特殊詐欺などの消費者被害防止に取り組む消費生活協力団体として、生活衛生に関わる市内51事業所に委嘱状を交付しました。日頃の業務を通じて消費者被害に関する注意喚起や、異変があった場合には消費生活センターに情報提供するなど、消費者被害防止に努めていただきます。

次に、3月17日、本市への企業版ふるさと納税に係るご寄附をいただきました。株式会社阿波銀行様並びに株式会社エニシ様に対しまして感謝状贈呈式を執り行いました。寄附金につきましては、児童・生徒一人一人に応じた学習環境の提供を図るため、AIドリルなどを市内小・中学校に整備する学習支援ソフト導入事業に活用させていただきます。

次に、3月2日、NPO法人日本移植支援協会様から絵本「大きな木」50冊を寄贈いただきました。絵本は、命の大切さを学ぶきっかけとして、市内小・中学校や各図書館などに配置いたします。

次に、3月8日、まちづくり団体の子どもたちの素敵で楽しいまちづくりプロジェクトの会の皆さんと第11回阿波市まちづくりミーティングを開催し、ご意見を伺いました。ミーティングでは、子どもたちの遊び場、阿波町の妖精の村をもっと素敵に変えるプロジェクトなどの活動紹介と、同会の活動における課題や今後の展望について意見交換を行いました。

また、3月14日には、まちづくり団体の阿波市の農業の可能性にチャレンジする会の皆さんと第12回阿波市まちづくりミーティングを開催し、ご意見を伺いました。ミーティングでは、講師による勉強会の開催や、阿波市に適する野菜の研究などの活動紹介と、同会の活動における課題や今後の展望について意見交換を行いました。

今後におきましても、こうしたまちづくり団体とのミーティングを継続的に実施し、いただいたご意見を的確に市政に反映しながら、市民が主役のまちづくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

最後に、4月3日、発達障害啓発週間に合わせて実施された阿波市手をつなぐ育成会の啓発活動に参加いたしました。自閉症をはじめとする発達障害の方への理解を深め、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりに向け、意識の啓発に努めてまいります。

以上、ご報告を申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（中川節雄君） 日程第1、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいまの着席の議席の指定といたします。

~~~~~

日程第2 議長選挙について

○臨時議長（中川節雄君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は指名推選にいたしますか、それとも単記無記名投票にすることにいたしますか。

藤本功男君。

○8番（藤本功男君） 指名推選でお願いいたします。

○臨時議長（中川節雄君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） 単記無記名投票のほうでお願いします。

○臨時議長（中川節雄君） 選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指

名推選は全会一致のみとなっておりますので、投票で行います。

選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

(2番樫原浩二君「今よろしいですか」と呼ぶ)

○臨時議長（中川節雄君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） 小休をお願いいたします。

○臨時議長（中川節雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時19分 再開

○臨時議長（中川節雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の出入口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（中川節雄君） ただいまの出席議員数は17名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（中川節雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中川節雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（中川節雄君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長より点呼を命じます。

議会事務局長。

〔事務局長点呼、投票〕

○臨時議長（中川節雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中川節雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○臨時議長（中川節雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番黒川理佳さん、2番檜原浩二君を指名いたします。よって、両名の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○臨時議長（中川節雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票中

坂東重夫君 17票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、坂東重夫君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました坂東重夫君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、坂東重夫君に当選挨拶をいただきたいと思っております。

坂東重夫君。

○7番（坂東重夫君） ただいま議員各位のご推挙により、第16代阿波市議会議長にご選任を賜り、心から感謝を申し上げます。身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。

阿波市制施行から20年間で社会情勢は大きく変化し、本市を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。人口減少や少子・高齢化の進行に加え、自然災害の激甚化、頻発化、老朽化が進む公共インフラへの対応、新ごみ処理施設の整備など、解決すべき課題は多岐にわたっています。

阿波市の財政状況は、国の健全化指標上は健全な段階にありますが、自主財源の割合が低く、地方交付税など国からの支援に大きく依存していることから財政運営の自由度が限られていること、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率も高い水準で推移しており、財政構造の硬直化が進んでいることから、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれます。このような状況の中、市議会といたしましては、市と連携しつつ、関係機関への要望を行い、併せて議会改革をさらに進めていく必要があります。

地方自治体の担う権限が拡大する中で、議会の果たす役割はますます重要性を増していきます。その重責を自覚し、日々研さんを重ねてまいり所存でございます。

今後とも、市民の皆様のご意見を市政に反映させ、より一層活発な議会活動を目指すとともに、二元代表制の一翼を担う議長として、円滑かつ公正な議会運営に努めていきたいと思っております。

どうぞ、議員の皆様、市長をはじめ理事者の皆様にもご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（中川節雄君） 以上のとおり、坂東重夫君が議長に当選されましたので、臨時議長としての役をこれで終了いたしたいと思っております。ご協力ありがとうございました。

坂東議長、議長席にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

〔議長交代〕

○議長（坂東重夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議長役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議事日程についてお諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしております追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、議事日程を追加することに決定いたしました。

~~~~~

### 追加日程第1 議席の指定について

○議長（坂東重夫君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、現在の仮議席番号を本議席といたします。

~~~~~

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（坂東重夫君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番原田定信君、18番三浦三一君の両名を指名いたします。

~~~~~

### 追加日程第3 会期の決定について

○議長（坂東重夫君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、4月8日に議会運営委員会が内定者により開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

笠井一司議会運営委員長。

○議会運営委員長（笠井一司君） 議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和8年第1回阿波市議会臨時会の運営協議のため、4月8日午前10時から委員会室において、委員8名、理事者側から市長、副市長、政策監、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今臨時会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日4月13日の1日限りと決定いたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、正副議長選挙、委員会等の組織構成、市長提出議案の説明、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定いたしております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者の皆様方のご協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（坂東重夫君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限り  
と決定いたしました。

~~~~~

追加日程第4 副議長選挙について

○議長（坂東重夫君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は指名推選にいたしますか、それとも単記無記名投票とすることにいたしますか。

原田定信君。

○17番（原田定信君） 指名推選において、竹内政幸君をどうぞよろしく願います。
ます。

以上。

○議長（坂東重夫君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） 単記無記名投票でお願いします。

○議長（坂東重夫君） 選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推
選は全会一致のみとなっておりますので、投票を行います。

選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○議長（坂東重夫君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） 小休をお願いします。

○議長（坂東重夫君） 小休いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（坂東重夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の出入口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂東重夫君） ただいまの出席議員数は17名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂東重夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂東重夫君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

事務局長、点呼をお願いします。

議会事務局長。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（坂東重夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○議長（坂東重夫君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番野口加代子さん、4番竹内政幸君を指名いたします。よって、両名の立会いをお願いします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○議長（坂東重夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票中

竹内政幸君 12票

藤本功男君 3票

中野厚志君 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、竹内政幸君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹内政幸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、竹内政幸君に当選挨拶をいただきたいと思っております。

竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） ただいま栄誉ある阿波市議会副議長にご推挙いただき、議員の皆様には厚くお礼申し上げます。微力ではありますが、副議長の職務を遂行し、議長を支え、本市のさらなる発展と円滑な議会運営のため全力を尽くしてまいりたいと覚悟でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、市民の皆様への負託と信頼に応え、全ての市民が幸せに暮らすことができる活力ある阿波市を実現できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、議員の皆様、執行部の皆様方のご支援、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いし、就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（坂東重夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（坂東重夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### **追加日程第5 常任委員会委員の選任について**

#### **追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について**

○議長（坂東重夫君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任について及び追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを一括して議題といたします。

常任委員の選任及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務常任委員会委員に木村松雄君、吉田稔君、樫原伸君、笠井安之君、黒川理佳さん、私坂東重夫。

文教厚生常任委員会委員に原田定信君、中野厚志君、後藤修君、北上正弘君、竹内政幸

君、野口加代子さん。

産業建設常任委員会委員に三浦三一君、中川節雄君、松村幸治君、笠井一司君、藤本功男君、樫原浩二君。

議会運営委員会委員に三浦三一君、原田定信君、吉田稔君、樫原伸君、笠井一司君、藤本功男君、樫原浩二君、黒川理佳さんをそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第7 発議第1号 議会広報特別委員会設置について

追加日程第8 発議第2号 観光開発特別委員会設置について

追加日程第9 発議第3号 議会改革特別委員会設置について

○議長（坂東重夫君） 次に、追加日程第7、発議第1号議会広報特別委員会設置についてから追加日程第9、発議第3号議会改革特別委員会設置についてまでの計3件を一括議題といたします。

提出議員笠井一司君の説明を求めます。

笠井一司君。

○11番（笠井一司君） それでは、特別委員会設置についてですが、阿波市議会委員会条例第6条及び阿波市議会会議規則第14条の規定により、3つの議案を提出いたします。

まずは、議会広報特別委員会設置に関する決議ですが、目的は議会広報紙の編集、発行及びその他の議会広報に関する調査研究で、委員定数は5名で、開かれた議会づくりを目指すものです。

次に、観光開発特別委員会設置に関する決議ですが、目的は観光開発に関する調査研究で、委員定数は8名です。

次に、議会改革特別委員会設置に関する決議ですが、目的は議会改革に関する調査研究で、委員の定数は8名です。

全ての調査期限は、調査が終了するまで、閉会中の継続調査といたします。

以上、3つの特別委員会設置を求めます。ご賛同お願いいたします。

○議長（坂東重夫君） 説明が終わりました。

発議第1号から発議第3号については、事前に協議をいたしておりますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発議第1号議会広報特別委員会設置についてから発議第3号議会改革特別委員会設置についてまでの計3件を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号から発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されましたそれぞれの特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名いたします。

まず、議会広報特別委員会委員に檜原伸君、中野厚志君、藤本功男君、野口加代子さん、黒川理佳さん、以上5名の委員を指名いたします。

次に、観光開発特別委員会委員に三浦三一君、原田定信君、松村幸治君、笠井一司君、中野厚志君、笠井安之君、北上正弘君、檜原浩二君、以上8名の委員を指名いたします。

次に、議会改革特別委員会委員に木村松雄君、中川節雄君、吉田稔君、檜原伸君、藤本功男君、後藤修君、野口加代子さん、黒川理佳さん、以上8名の委員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました諸君をそれぞれの特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、休憩中に各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会それぞれを開会し、正副委員長の互選を行うよう、委員会条例第10条第1項の規定により招集いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（坂東重夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に互選いただきました各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の正副委員

長を報告いたします。

総務常任委員会委員長に吉田稔君、副委員長に黒川理佳さん、文教厚生常任委員会委員長に原田定信君、副委員長に中野厚志君、産業建設常任委員会委員長に檜原浩二君、副委員長に中川節雄君、議会運営委員会委員長に笠井一司君、副委員長に三浦三一君、議会広報特別委員会委員長に黒川理佳さん、副委員長に野口加代子さん、観光開発特別委員会委員長に松村幸治君、副委員長に北上正弘君、議会改革特別委員会委員長に後藤修君、副委員長に木村松雄君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

~~~~~

#### 追加日程第10 徳島中央広域連合議会の議員選出について

○議長（坂東重夫君） 次に、追加日程第10、徳島中央広域連合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選することとし、議長において指名することにいたしたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに議長において指名いたします。

徳島中央広域連合議会の議員に私坂東重夫、竹内政幸君、中川節雄君、檜原浩二君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました徳島中央広域連合議会の議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方が徳島中央広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

~~~~~

追加日程第11 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

追加日程第 1 2 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第 1 3 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第 1 4 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

○議長（坂東重夫君） 次に、追加日程第 1 1、中央広域環境施設組合議会の議員選出についてから追加日程第 1 4、阿北火葬場管理組合議会の議員選出についての計 4 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

それぞれの組合同規約によって、議会の議長並びに議会の議員の中から互選された者をもって充てることとなっております。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選とすることとし、議長において指名することにいたしたいと思ます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに指名いたします。

中央広域環境施設組合議会の議員には、私坂東重夫、三浦三一君、木村松雄君、吉田稔君、松村幸治君、藤本功男君、後藤修君、北上正弘君、以上 8 名を指名いたします。

阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員には、私坂東重夫、三浦三一君、原田定信君、樫原伸君、中野厚志君、笠井安之君、竹内政幸君、以上 7 名を指名いたします。

阿北環境整備組合議会の議員には、私坂東重夫、松村幸治君、笠井一司君、中野厚志君、野口加代子さん、樫原浩二君、黒川理佳さん、以上 7 名を指名いたします。

阿北火葬場管理組合議会の議員には、私坂東重夫、原田定信君、藤本功男君、後藤修君、黒川理佳さん、以上 5 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が中央広域環境施設組合議会の議員、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員、阿北環境整備組合議会の議員、阿北火葬場管理組合議会の議員にそれぞれ当選されました。

当選された議員が議場におられますので、会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~

- 追加日程第 15 議案第 69 号 令和 8 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 追加日程第 16 議案第 70 号 阿波市税条例の一部改正について
- 追加日程第 17 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 12 号）について）
- 追加日程第 18 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について）
- 追加日程第 19 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について）
- 追加日程第 20 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 追加日程第 21 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について）
- 追加日程第 22 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）
- 追加日程第 23 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の一部改正について）
- 追加日程第 24 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 追加日程第 25 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）

○議長（坂東重夫君） 次に、追加日程第 15、議案第 69 号令和 8 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）についてから追加日程第 25、承認第 10 号専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）までの計 11 件を一括議題とい

たします。

市長から提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案をさせていただいております令和8年第1回阿波市議会臨時会への提出議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今臨時会におきましては、予算案件が1件、条例案件1件、専決処分9件の計11件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第69号令和8年度阿波市一般会計補正予算（第2号）につきましては、中央広域環境施設組合における新ごみ処理施設整備事業の負担金について債務負担行為を追加するものでございます。

次に、議案第70号阿波市税条例の一部改正につきましては、令和9年度から固定資産税前納報奨金制度を廃止するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、承認第2号から承認第10号までの9件につきましては、地方自治法第179条の規定により、専決処分を行ったものです。その内容につきましては、予算案件が5件、条例案件4件で、それぞれこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

まず、承認第2号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第12号）につきましては、追加補正予算額6億4,660万円でございます。

次に、承認第3号令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、減額補正予算額5,110万円でございます。

次に、承認第4号令和7年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、追加補正予算額660万円でございます。

次に、承認第5号令和7年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、減額補正予算額112万円でございます。

次に、承認第6号令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、減額補正予算額8,200万円でございます。

次に、承認第7号阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、阿波市行政組織の再編成に伴い、関係する条例の一部改正を行うものでございます。

次に、承認第8号阿波市税条例の一部改正についてから承認第10号阿波市介護保険条例の一部改正についてまでの専決処分した条例案件3件につきましては、国の法令等の改

正に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後、担当部長から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

大倉企画総務部長。

○企画総務部長（大倉洋二君） それでは、議案第69号について補足説明をさせていただきます。

議案第69号令和8年度阿波市一般会計補正予算（第2号）。

令和8年度阿波市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正による。

令和8年4月13日提出、阿波市長。

この補正予算（第2号）につきましては、中央広域環境施設組合における新ごみ処理施設整備事業の契約時期が令和8年度となることに伴い、組合負担金について債務負担行為を設定するものです。

2ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為補正ですが、令和9年度から令和10年度までを期間とする中央広域環境施設組合負担金、新ごみ処理施設整備事業として3億5,696万円を限度額としてお願いするものでございます。

以上、議案第69号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂東重夫君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） それでは、議案第70号について補足説明をさせていただきます。

議案第70号阿波市税条例の一部改正について。

阿波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年4月13日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、固定資産税前納報奨金制度について、税収の早期確保と納税意欲の向上を目的に運用してまいりましたが、創設当時と比べ、社会経済情勢が大き

く変化したことに加え、口座振替や電子納付の普及などにより納税環境が改善されるなど、制度所期の目的がおおむね達成されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、固定資産税前納報奨金に関する規定である第70条第2項を削除するものでございます。

施行日につきましては、令和9年4月1日としております。

以上、議案第70号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂東重夫君） 大倉企画総務部長。

○企画総務部長（大倉洋二君） それでは、承認第2号について補足説明をさせていただきます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度阿波市一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月13日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いします。

専決第2号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第12号）。

令和7年度阿波市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億7,960万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和8年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第12号）につきましては、歳入面では地方交付税や国県支出金などの確定に伴う補正を行い、歳出面では事業費確定の見込みがついたことから、不用額についての減額補正と財政調整基金等への積立てを行うなど、令和7年度決算を見越し、予算の最終調整を講じたものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正につきましては、スマートインターチェンジ整備事業など13事業について変更をお願いするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、土木債などの限度額の変更で、補正後の限度額総額は14億3,430万円でございます。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

1款2項固定資産税7,900万円の追加につきましては、収入額の実績見込みによるものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

7款1項地方消費税交付金1億7,645万2,000円の追加につきましては、交付金が確定したことによるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

11款1項地方交付税5億9,272万9,000円の追加につきましては、特別交付税が確定したことによるものでございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金6,699万円の減額につきましては、主にデジタル基盤改革支援補助金の減額でございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

19款1項基金繰入金2億7,795万3,000円の減額につきましては、主に財政調整基金、減債基金の繰入れを取りやめたものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

22款1項市債3,810万円の減額につきましては、主に阿波健康福祉センター改修事業などの合併特例債、小・中学校屋内運動場アリーナ照明改修事業などの脱炭素化債でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

36ページ、37ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費1億4,923万3,000円の減額につきましては、主に市場住民集会所解体事業による財産管理費や市町村システム標準化対応事業などの電子計算費の

実績見込みによるものでございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

3款2項老人福祉費5,792万円の減額につきましては、主に介護保険特別会計への繰出金や老人保護措置費の実績見込みによるものでございます。

次に、3款3項児童福祉費3,545万2,000円の減額につきましては、主に児童手当費や阿波っ子応援券支給事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費5,879万円の減額につきましては、主に新型コロナ定期接種などに係る予防費、あわっ子はぐくみ医療費の実績見込みによるものでございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

6款1項農業費2,656万7,000円の減額につきましては、主に農業人材力強化総合支援事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

13款2項基金費11億2,845万2,000円の追加につきましては、財政調整基金、減債基金等の積立てをお願いするものでございます。

最後に、68ページをお願いいたします。

この調書は、7ページの地方債補正の変更に基づき調製したもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は163億4,689万2,000円でございます。

以上、承認第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂東重夫君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 続きまして、承認第3号から承認第5号について一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、承認第3号をお願いいたします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月13日提出、阿波市長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第3号令和7年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,110万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,737万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区部及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第4号）につきましては、年度末に至り、歳入面では県支出金の交付額の確定等に伴う補正を行い、歳出面では実績見込額により保険給付費等不用額を減額したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算の主なものといたしまして、左側のページ下から2行目、4款1項県負担金・補助金補正額1,399万2,000円の減額につきましては、保険給付費等交付金や保険者努力支援交付金など交付額の確定等によるものでございます。

次に、12、13ページをお願いいたします。

左側のページ上から2行目、7款繰入金補正額4,731万3,000円の減額につきましては、保険税軽減者数の減少や保険給付費等の実績見込みにより一般会計繰入金及び基金繰入金を減額するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

16、17ページをお願いいたします。

左側のページ中段の2款保険給付費補正額3,800万円の減額につきましては、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費など実績見込みによるものでございます。

承認第3号については以上でございます。

続きまして、承認第4号をお願いいたします。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月13日提出、阿波市長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第4号令和7年度阿波市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,200万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第2号）につきましては、後期高齢者医療保険料が増額見込みとなったことにより後期高齢者医療広域連合納付金が不足する見込みとなったことから追加補正をするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算の主なものとして、左側のページ上から2行目、1款1項後期高齢者医療保険料補正額1,260万円の追加につきましては、実績見込みにより特別徴収保険料を追加するものでございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

左側のページ上から2行目の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金補正額660万円の追加につきましては、後期高齢者医療保険料の増額見込みによるものでございます。

承認第4号につきましては以上でございます。

続きまして、承認第5号をお願いいたします。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月13日提出、阿波市長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第5号令和7年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第1号）につきましては、年度末に至り、歳入歳出いずれも実績見込額により償還事務費に係る不用額等を調整するものでございます。

それでは、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算の主なものといたしまして、左側のページ上から2行目、1款1項県補助金補正額126万円の減額につきましては、償還事務費の実績見込みにより特定助成事業補助金を減額するものでございます。

続いて、中段の4款1項繰越金補正額17万6,000円の追加につきましては、前年度繰越金でございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出予算の主なものについて説明させていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

左側のページ上から2行目、1款1項償還事務費補正額137万円の減額につきましては、実績見込みにより償還に係る弁護士業務委託料を減額するものでございます。

以上、承認第3号から承認第5号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂東重夫君） 笠井健康福祉部長。

○健康福祉部長（笠井孝彦君） 続きまして、承認第6号について補足説明をさせていただきます。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月13日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第6号令和7年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,840万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第4号）につきましては、年度末に至り、歳入では国庫支出金や支払基金交付金等の交付額の確定に伴う調整を行い、歳出では実績見込額により人件費や給付費等の不用額を減額したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いします。

歳入予算の主なものといたしまして、左側のページ下から3行目の4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金が補正額3,953万2,000円の減額で、現年度分介護給付費の確定によるものでございます。

12ページ、13ページをお願いします。

左のページ2行目の5款県支出金、1項1目介護給付費負担金が補正額817万5,000円の減額、中段の8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金補正額1,112万5,000円の減額につきましても現年度分介護給付費の確定によるものでございます。

次に、歳出予算の主なものについて説明させていただきます。

14ページ、15ページをお願いします。

左側のページ下から2行目の2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費が補正額700万円の減額、その下の行の3目地域密着型介護サービス給付費が補正額2,000万円の減額で、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。

16ページ、17ページをお願いします。

左側のページ1行目の5目施設介護サービス給付費補正額2,000万円の減額につきましても実績見込みによる減額でございます。

20ページ、21ページをお願いします。

左側のページ3行目の5款地域支援事業費、3項1目総合相談事業費が補正額1,100万円の減額で、人件費の実績見込みによる減額でございます。

以上、承認第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂東重夫君） 大倉企画総務部長。

○企画総務部長（大倉洋二君） 続きまして、承認第7号について補足説明をさせていただきます。

承認第7号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和8年4月13日提出、阿波市長。

この条例につきましては、市行政組織の再編成に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例は、阿波市総合計画審議会条例など5件で、第1条、第3条から第5条までは会議の庶務を、第2条では組織の名称をそれぞれ所管する部署に変更するものでございます。

施行日は、令和8年4月1日でございます。

以上、承認第7号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂東重夫君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 続きまして、承認第8号及び承認第9号について補足説明をさせていただきます。

初めに、承認第8号をお願いいたします。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和8年4月13日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、個人住民税における住宅借入金特別税額控除の適用期限を5年延長することや、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

続きまして、承認第9号をお願いいたします。

承認第9号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月13日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税に新たな課税区分として、子ども・子育て支援金分を追加することや、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額に係る限度額を3万円とするなど、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

以上、承認第8号及び承認第9号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂東重夫君） 笠井健康福祉部長。

○健康福祉部長（笠井孝彦君） 続きまして、承認第10号について補足説明をさせていただきます。

承認第10号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月13日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い介護保険料の上昇を緩和するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、令和7年度税制改正に伴う給与所得控除の最低保障額の引上

げにより、住民税では令和8年度に非課税となる方であっても介護保険料が上昇する場合があることから、令和8年度分に限り、従前の住民税非課税区分相当まで減免できる特例を規定するものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

以上、承認第10号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂東重夫君） 以上で補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第69号から承認第10号までの計11件を、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

中川節雄君。

○15番（中川節雄君） これ、質疑ありませんかっていうのは、ちょっと時間を置かんと、もう次々進んでいくと、ちょっと余裕を置いて、しようと思っただけで、質問。

○議長（坂東重夫君） 小休いたします。

午後0時09分 休憩

午後0時10分 再開

○議長（坂東重夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認め、議案第69号から承認第10号までの計11件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号令和8年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号阿波市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度阿波市一般会計補正予算（第12号））についてから承認第10号専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）までの計9件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、承認第2号から承認第10号までの計9件は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後0時22分 再開

○議長（坂東重夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案として、お手元に配付のとおり、議案第71号監査委員（議会選出）の選任についてが提出されました。

お諮りいたします。

以上1件を日程に追加し、追加日程第26を直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

追加日程第26 議案第71号 監査委員（議会選出）の選任について

○議長（坂東重夫君） 追加日程第26、議案第71号監査委員（議会選出）の選任についてを議題といたします。

地方自治法 117 条の規定によって、笠井安之君の退席を求めます。

(9 番 笠井安之君 退席 午後 0 時 23 分)

○議長（坂東重夫君） 市長から提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日追加提案させていただいております議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 71 号監査委員の選任につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所につきましては、阿波市市場町上喜来字大開 559 番地、氏名は笠井安之、生年月日は昭和 30 年 7 月 4 日生まれでございます。

笠井安之氏は、阿波市市議会議員として経験豊富で、行政運営に関し優れた識見を有しており、議会議員より選出の監査委員として適任者であると考えますので、ご同意をいただきますようどうぞよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 71 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 71 号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第 71 号監査委員（議会選出）の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂東重夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

監査委員の入場を許可いたします。

（9番 笠井安之君 入場 午後0時26分）

○議長（坂東重夫君） ここで監査委員に選任されました笠井安之君のご挨拶があります。ご登壇をお願いいたします。

○監査委員（笠井安之君） ただいま監査委員の選任について、議員の皆様方のご同意をいただき、誠にありがとうございます。

地方自治体における監査委員の役割は、財政の健全化と効率的な予算執行を図るための一翼を担うことはもとより、高い専門性と知識が求められており、職務の重要性を改めて痛感いたしております。

今後におきましては、公正不偏の姿勢を保持しながら職務に鋭意邁進してまいりたいと考えておりますが、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしく心よりお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。このたびは誠にありがとうございます。（拍手）

○議長（坂東重夫君） これをもちまして本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長から挨拶があります。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 令和8年第1回阿波市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今臨時会は、阿波市議会議員の改選後初めての議会でありましたが、先ほど議長に坂東重夫君議員、副議長に竹内政幸議員が選出されました。加えて、各常任委員会等の正副委員長の選任、各委員構成の決定、徳島中央広域連合議会並びに各組合議会議員の選出、さらには議会選出の監査委員として笠井安之議員が選任されるなど、円滑に審議が進められましたことに深く感謝申し上げます。

坂東議長をはじめ本日選任されました皆さんには、心からお祝い申し上げますとともに、今後の市政運営におかれまして格別のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。皆様の今後のますますのご活躍を心より期待しております。

さて、今臨時会に提案いたしました議案等につきましては、全て原案どおりご賛同いた

だき、誠にありがとうございました。少子・高齢化や長引く物価高騰など、市政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、市民の皆様の多様なニーズに的確に対応していくべく、今後とも市民が主役のまちづくりを目指し、現在進めております新ごみ処理施設建設をはじめとする重要施策に全身全霊を傾けて取り組んでまいり所存でございます。今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

結びとなりましたが、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意され、今後とも阿波市発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） これで本日の会議を閉じます。

令和8年第1回阿波市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時31分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員